

回 覧 令和4年8月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

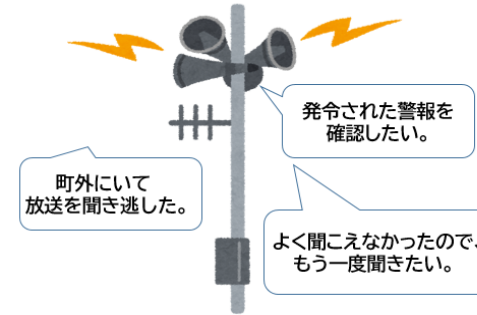
- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|---|
| | 1 | ◆県全域を「BA. 5対策強化地域」に指定(町長メッセージ②) |
| 〈重 要〉 | 2 | ◆水道基本料金(2期分)を免除します
◆町役場庁舎南側駐車場の舗装工事を行います |
| 〈募 集〉 | 3 | ◆三股町商工会「みまたん創業スクール」を開催します
◆都城高専公開講座「中3からの一般相対性理論とブラックホール物理学」の受講生を募集します |
| | 4 | ◆「もろかた弁フォトカレンダー(クーポン付き)」に掲載する写真を募集しています！
◆三股町文化の祭典「童謡まつり」の参加者を募集します |
| 〈お知らせ〉 | 5 | ◆「令和4年度三股町文化賞・功労賞」候補者・団体をご推薦ください
◆体力テスト【無料】を実施します
あなたのカラダ年齢を測ってみましょう！ |
| | 6 | ◆マイナンバーカードを作っていない人に、「地方公共団体情報システム機構」から申請書が届きます
◆マイナポイント第2弾受け付け中！ |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合があります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係 ☎ 52-1110 (直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|---|
| 〈お知らせ〉 | 7 | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています |
| | 8 | ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します |
| | 9 | ◆ブロック塀などの除却費用を補助します |
| | 10 | ◆家内労働(内職)情報をお知らせします
◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| 〈農林畜産業関連〉 | 11 | ◆9月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| 〈相 談〉 | 12 | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「行政相談」を実施します |
| | 13 | ◆「人権相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



◆県全域を「BA. 5 対策強化地域」に指定(町長メッセージ②)

県は、**新規感染者の急激な増加や病床使用率が50%を超え、医療現場の負荷が増大**していることを受けて、国と連携してBA. 5対策の強化を図るため、県全域を4日から31日まで「BA. 5 対策強化地域」に指定しました。今回の地域指定は、特別な行動を要請するものではなく、改めて基本的な感染防止対策(マスク、手洗い、換気)を徹底するとともに、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛を、そして会食における「1卓4人以下、2時間以内」など、これまでの取り組みの強化をお願いするものです。

地域指定に伴いまして、「**自宅療養者初期治療センター**」と「**陽性者登録センター**」が設置されます。どちらも、入院・外来診療のひっ迫回避に向けた取り組みです。「**自宅療養者初期治療センター**」は宮崎市のひまわり荘に設置され、自宅療養者のうち咽頭痛などのため食事がとれない患者や症状悪化を訴える患者に対し、点滴治療や処方を行います。「**陽性者登録センター**」では、発熱症状などを有する40歳未満かつ基礎疾患を有しない人に無料の抗原定性検査キットが配布されます。自ら検査を行ってもらい、陽性の場合センター医師の診断による陽性確定の後、速やかに健康観察へ移行するものです。検査キットの配布場所は調整中です。

県内はもとより、本町での感染状況は、「**いつ、どこで、誰が、感染してもおかしくない状況**」です。自宅療養者の急増に伴い、支援物資の配送に時間を要しています。そのため、県はもしもの備えとして、**1週間程度の食料や解熱剤、咳止めなどの備蓄**を呼び掛けています。そして、陽性となった人や濃厚接触者となった人の療養期間や待機期間の考え方、期間中の注意点、災害発生時の避難などについて県の公式サイトで詳しく案内していますので、確認をお願いします。

本町では、現在4回目となるワクチンの集団接種を実施中ですが、2回接種完了者に対する3回目の全体接種率(8/2現在)が78.9%、そのうち12-39歳は54.7%です。県平均の80.5%(全体)、57.5%(12-39歳)に届いていません。「**自分を**

守り、大切な人を守るため」3回目の接種のご検討をお願いします。4回目の集団接種は、定員に達しましたので、医療機関での個別接種をお願いします。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。また、国では、重症化予防効果を有する**オミクロン株対応のワクチン接種**を今秋以降実施することが検討されています。

第7波が1日も早くピークアウトし、インフルエンザ同様の医療環境に落ち着くことを願って町長メッセージといたします。

令和4年8月5日
三股町長 木佐貫 辰生

県民の皆様へのお願い

<p>混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛を!</p>  <p>特に、高齢者や基礎疾患のある方及びこれらの方と日常的に接する方は、注意をお願いします。また、家族など、いつも一緒にいる身近な人以外と会う際は、必ず不織布マスクの着用をお願いします。 (会話をする時はマスクを外さないで!)</p>	<p>会食は「1卓4人以下、2時間以内」で!</p>  <p>「ひなた飲食店認証店」を利用し、1卓4人以下、2時間以内でテーブル間の移動は控えてください。自宅等での会食においても「みやざきモデル」を徹底してください。</p>
<p>イベント前後の行動にも注意を!</p>  <p>イベント参加時だけでなく、その前後の道中などで普段合わない人と車に同乗する場面や、飲食の場面においても気を緩めることなく感染防止対策の徹底をお願いします。</p>	<p>高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限</p>  <p>緊急やむを得ない場合を除き、高齢者施設等での対面での面会は制限してください。(ガラス越しやオンラインでの面会をお願いします。)</p>
<p>早期の医療機関の受診を!</p>  <p>少しでも体調に異変がある際は、無理な出勤や外出を控え、すぐに身近な医療機関を受診してください。 ※40歳未満で、かつ、基礎疾患を有しない方は、陽性者登録センターが配布する抗原検査キットをご活用下さい 宮崎県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター ☎0985(78)5670 (24時間対応)</p>	<p>早期の無料検査の受検を!</p>  <p>感染に不安がある場合や、県外から帰ってきた方、県外から来られた方は、早期の検査の実施をお願いします。 宮崎県検査相談コールセンター ☎0985(68)1001 (受付時間：9時～17時) ※土日祝を含む</p>
<p>ワクチン3回目接種の積極的な検討を!</p>  <p>ワクチン3回目接種により、発症予防効果や入院予防効果に加え、後遺症のリスクが低くなることも報告されています。特に若い世代の皆様も自分自身と大切な人の健康を守るため、接種の検討をお願いします。</p>	<p>熱中症に気をつけながら、適切なマスクの着用を!</p>  <p>感染のリスクや場面に応じて、不織布マスクの適切な着用をお願いします。なお、熱中症予防の観点から、屋外で人との距離が確保できている場面や会話をしない場面では、マスクを外すことを推奨しています。</p>

重要

◆水道基本料金(2期分)を免除します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格や物価の高騰で経済的な負担が増加している家庭や事業者を支援するため、水道基本料金を免除します。



■対象者 = 本町に水道料金を納付している人

■手続き = 不要(免除後の料金を請求)

■免除の内容 =

令和4年9月検針分と11月検針分の2期分の水道基本料金が無料
(請求月は検針翌月の10月、12月です。)

口径(ミリメートル)	基本料金(税込) (2カ月当たり)
13	1,540 円
20	2,420 円
25	3,300 円
40	6,160 円
50	9,240 円
75	1 万 3,640 円

※水の使用量に応じた従量料金と下水道使用料および農業集落排水使用料は通常どおりの請求となります。

※一般家庭に設置されているメーターの口径は、主に13ミリメートル、20ミリメートルです。

※基本料金の金額はメーターの口径によって異なります。メーターの口径は検針票でご確認ください。

★お問い合わせは、

環境水道課 上水道係(2階④番窓口) ☎:52-9081(直通)
をお願いします。



◆町役場庁舎南側駐車場の舗装工事を行います

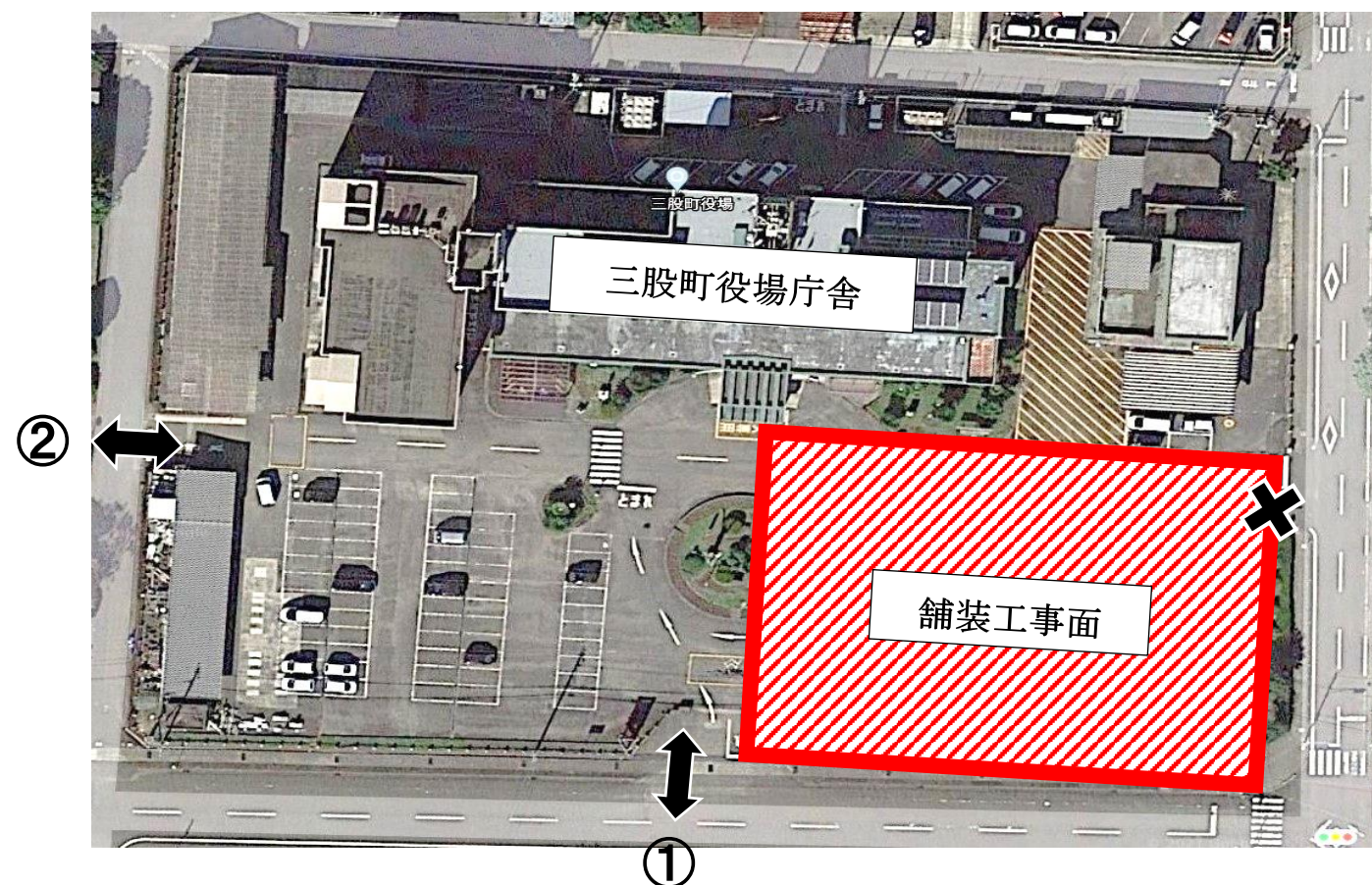


9月下旬に、町役場庁舎南側駐車場の半面について、舗装工事を予定しています。工事期間中は、東側入口からの進入と、工事部分への駐車ができませんので、ご注意ください。町役場を利用される皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■工事日程(予定) = 9月20日(火)~9月30日(金)

■工事内容 =

- ・地図内の赤枠部分について舗装工事を行うため、工事期間中の進入・駐車はできません。ロータリーも一部使用することができません。
※バスや緊急車両は通行を許可する場合があります。
- ・町役場に来られるときは、①南側入口または②西側入口を利用してください。
- ・工事期間中の平日は、交通誘導員が3人体制で交通誘導などを行います。
- ・期間中の土曜、日曜、祝日も同様に進入・駐車はできません。



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階②番窓口) ☎:52-1112(直通)をお願いします。

募 集

◆三股町商工会「みまたん創業スクール」を開催します

コロナ収束を見据え、本町で新規開業を志している人や開業して5年未満の人を対象に、事業経営における基礎知識や新規開業時の事業計画の立て方などを身につけることを目的に「みまたん創業スクール」を開催します。

■期 日 = 10月5日(水)・12日(水)・19日(水)・26日(水) 全4回の講座

■時 間 = 午後6時30分～8時30分

■場 所 = 町商工会 会議室

■講 師 = よろず支援拠点コーディネーター(県産業振興機構)

■定 員 = 15名 *先着順

■受講料 = 無 料

■講座概要 =

①第1回 創業の心構えと人材育成

- ・新時代の人を幸せにする創業のあり方
- ・創業するための基本原則
- ・創業前の自己ブランディング
- ・強い組織のつくりかた

②第2回 販売戦略

- ・創業期の販路開拓方法
- ・商品サービスの決定方法
- ・具体的な販売促進手段
- ・市場と競合店の理解と分析方法

③第3回 会計・税務の基礎知識と資金調達

- ・会計と税務の基礎知識
- ・創業時に必要な手続き
- ・資金繰りについて
- ・資金調達方法(創業融資・補助金など)

④第4回 ビジネスプランの策定方法

- ・創業ビジネスプランの位置づけ
- ・ビジネスプランの作成方法
- ・ビジネスプラン策定の具体例

■申し込み = 9月16日(金)までに商工会へ申し込んでください。

申込書類は、商工会窓口または町商工会の公式サイトからダウンロードできます。なお、定員になり次第締め切ります。

■そ の 他 = 全カリキュラム修了者には、町からの各種支援策を受けられる受講証明書を発行します。

★お問い合わせは、

町商工会 ☎:52-2226 をお願いします。



◆都城高専公開講座「中3からの一般相対性理論とブラックホール物理学」の受講生を募集します



■講座内容 =

アインシュタインの一般相対性理論により重力の正体は時空のゆがみであることが分かっています。本講座では、中学校3年生までの数学の知識を用いて、一般相対性理論に基づいた重力の理解を目指します。さらに、一般相対性理論における魅力的な天体として、ブラックホールとその周囲で起こる現象について紹介します。また講師自身の研究内容(ブラックホールによる波動の散乱現象)にも触れながら、重力波やブラックホール撮像など、最新のブラックホール研究を、図を多用して分かりやすく解説します。

■開催日時 =

10月7日(金)～10月28日(金) 全4回予定

午後6時30分～8時



都城高専公式サイト

回	日 時	内 容
1	10月7日(金)	ブラックホール物理学の概観
2	10月14日(金)	特殊相対性理論と一般相対性理論
3	10月21日(金)	一般相対性理論とブラックホール
4	10月28日(金)	ブラックホール研究の発展

※日程は都合により変更することがあります。

■募集人員 = 40人程度 ※申込多数となったときは、抽選とする場合があります。

■場 所 = 都城高専 図書館1階 ICT みやまルーム

■申し込み期間 = 8月17日(水)午前9時～9月7日(水)必着

(申込開始日以前の申し込みは無効となりますのでご注意ください。)

■講習料 = 6,400円

■申し込み手続き = ファクス、メール・はがき、インターネットのいずれかの方法で申し込みます。電話での申し込みはできません。

※新型コロナウイルス感染症の影響により開講を中止または延期する場合があります。

★お申し込み・お問い合わせは、

都城高専 総務課企画係 (受付時間:平日 午前8時30分～午後5時)

☎:47-1306 をお願いします。

※募集案内と受講申込書は、都城高専公式サイトからダウンロードができます。

◆「もろかた弁フォトカレンダー(クーポン付き)」に掲載する写真を募集しています！

町商工会商業部会では、町内事業者の活性化や「もろかた弁」の魅力を発信するため、「もろかた弁」をテーマにしたフォトコンテストを行います。入賞作品は町商工会が作成する「令和5年カレンダー(クーポン付き)」に掲載します。たくさんのご応募をお待ちしています。



■募集する写真の内容 =

テーマの「もろかた弁」に合ったユーモアのある写真を募集します。

例) おいげんおかた (意味:私の妻)

またがんそ (意味:さよなら)

※その他の「もろかた弁」テーマは、町商工会の公式サイトで確認してください。

■応募作品 = 自作品で未発表のものに限る

■応募期間 = 9月16日(金)まで

■応募方法 =

応募票(町商工会の公式サイトからダウンロード可能)に必要事項を記入して、デジタル作品(写真データ)が保存されたメディア(CD-Rなど)を郵送、または窓口に直接持ってきてください。

郵送で応募する人でメディアの返送を希望する人は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。 ※1人何点でも応募できます。

■審査方法 = 商業部会役員会にて協議・決定します。

入賞作品には記念品(町商工会オリジナル商品券5,000円分)を贈呈します。

■その他 = 「令和5年カレンダー」にはカレンダー下部にクーポンを掲載します。希望する事業者は町商工会までご連絡ください。

★お問い合わせ・提出先は、

町商工会 〒889-1901 三股町大字樺山4421番地22

☎:52-2226 にお願ひします。



公式サイトはこちら

◆三股町文化の祭典「童謡まつり」の参加者を募集します

令和5年2月11日(土)に開催される「三股町文化の祭典」の第1部「童謡まつり」で、童謡や唱歌を歌う参加者を募集します。「歌いたい」という気持ちがあれば、誰でも参加できます。年齢・性別は問いません。気軽にお申し込みください。

■申込期限 = 9月20日(火)(メール可・郵送の場合は期限必着)

■参加条件 =

【定員】 13組

- ① 曲は童謡または唱歌 (※生演奏・アカペラのみ可)
- ② 2人以上での合唱
- ③ 出演時間は1団体5分程度 (予定)
- ④ 団体別の舞台リハーサルに必ず参加可能な団体

※出演時間、リハーサル・本番の日程やスケジュールなどは、10月中旬に連絡します。

その他、ご不明な点などありましたら、気軽にお問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、

町立文化会館 ☎:51-3462

メールアドレス:bunka-k@town.mimata.lg.jp

に願ひします。

お知らせ

◆「令和4年度三股町文化賞・功労賞」候補者・団体をご推薦ください

町では毎年、町の文化の向上・発展に多大な貢献があり、学術・芸術・技術・体育の各部門の功績が特に著しい個人および団体を表彰しています。

今年も11月3日(木・祝)の文化の日に表彰式を開催するため、選考準備を進めています。

対象者の年齢は問いません。各部門において、皆さんの周りで素晴らしい功績を挙げた人・団体がいましたら、ぜひ推薦してください。

記

- 表彰の種類 = 文化賞、功労賞
- 対象部門 = 学術・芸術・技術・体育の4部門
- 表彰範囲 = 町内在住者、出身者または縁故者や町内所在の団体
- 選考方法 = 「文化賞等選考審査会」を設け、審査します
- 表彰式 = 11月3日(木・祝) 文化の日に行います
※感染症などの影響により、変更になる場合があります。
- 推薦書の提出先 = 町立文化会館
※推薦書用紙は町立文化会館にあります
- 提出期限 = 8月31日(水)

★お問い合わせは、
町立文化会館 ☎:51-3462
をお願いします。



◆体力テスト【無料】を実施します あなたのカラダ年齢を測ってみましょう！



毎年好評の体力テストを実施します。

このテストでは、国の基準に基づき、自分の体力年齢を測ることができます。

この機会に、自分の体力を数字でチェックし、今後の健康・体力づくりの参考にしてみたいかがでしょうか。体力テスト終了後にはスポーツ交流会を開催します。

- 日 時 = 10月10日(月・祝)
受付時間 午前9時～
体力テスト 午前9時30分～10時30分
スポーツ交流会 午前10時30分～正午
※新型コロナウイルスの感染状況によっては中止することもありますのでご了承ください。

- 場 所 = 西部地区体育館

- 体力テスト内容 = 握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び
急歩・立ち幅跳び・20秒シャトルラン など

- スポーツ交流会 = ニュースポーツなどを予定しています。

- 募集人員 = 70人程度 (定員になり次第締め切ります。)
○20歳以上を対象とします。

- 申込方法 = ①氏名 ②生年月日 ③住所 ④連絡先を
電話で連絡ください。

- 申込期限 = 9月30日(金)

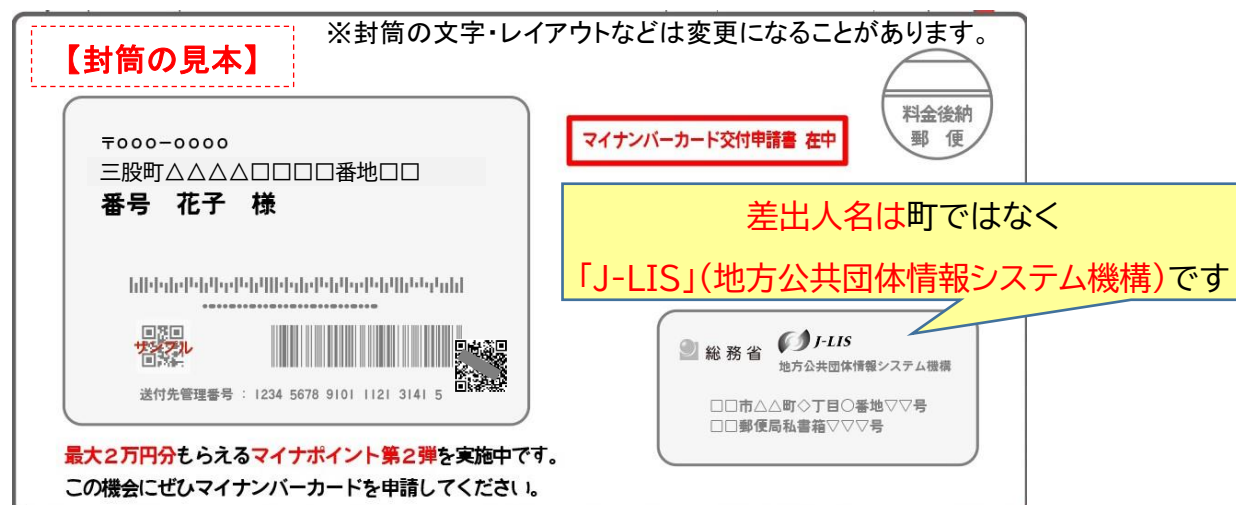
★お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 スポーツ振興係(町中央公民館内)
☎:52-9312(直通)をお願いします。





◆マイナンバーカードを作っていない人に、「地方公共団体情報システム機構」から申請書が届きます

マイナンバーカードの申請をしていない75歳未満の人あてに、7月末から9月上旬にかけて、申請書やパンフレットが入った下のような封筒が届く予定です。(DV 被害者の人や、過去に申請したことがある人などは届かないことがあります。)



※同封されている申請書の右下にある「オンライン申請用QRコード」をスマートフォンなどで読み取ることで、**自宅での申請(Web申請)**ができます。

Web 申請の詳しい手順は、右のQRコードから、
【(1)パソコンやスマートフォンによる申請】にある
「こちら(PDF ファイル)をご覧ください」をご覧ください。



Web 申請手順

<町公式サイト内での場所>

トップページ ➡ 行政情報 ➡ 上部の「くらし・手続き」 ➡ マイナンバーカード等
➡ マイナンバーカードの作り方はこちら！(Web 申請含む)
※上記ページ内の、「こちら(PDF ファイル)をご覧ください」から確認できます。

【やり方がわからない場合は…】

町役場1階のマイナンバー窓口(町民保健課前)では、マイナンバーカード申請のお手伝いをしています。

ご本人が、免許証など(顔写真付の本人確認書類)を持ってくることで、カード用の写真撮影も含めて無料で申請できますので、ぜひご利用ください。

★お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口) ☎:52-9630(直通)
をお願いします。

◆マイナポイント第2弾受け付け中！

(自分是对象外と思っている人もご確認ください)

マイナポイント第2弾が始まっています。第1弾でポイントもらった人も、健康保険証の利用設定、公金受取口座登録をすることで合計1万5,000円分のポイントもらうことができます。

- ①「保険証利用設定」による、7,500円分のポイント申し込み
- ②「公金受取口座登録」による、7,500円分のポイント申し込み

Q. 申し込みには何が必要？

A. 次の4つです。

- ①マイナンバーカード ※9月末までに作成申し込みが完了したもの
- ②4ケタの暗証番号
※暗証番号のメモは、マイナンバーカードの受取時にお渡ししています。
※分からない場合、本人であれば再設定ができます。
- ③ポイントを付けたいサービスのカードやアプリ
※トライアル・HEARTY ながやま・nanaco のカードなど多数あります。
- ④預金通帳(公金受取口座を登録する場合)



Q. 申し込みの方法は？

A. 以下の3つの方法があります。

- ①自分のスマートフォンなどを使って、自宅で申し込む。
- ②「手続きスポット」に行って自分で申し込む。
《右のQRコードから、地域などを選択して検索できます》
【例】イオン、大型電器店、郵便局、セブンイレブン(ATM)、
ローソン(コピー機)、ドコモ・au・ソフトバンク店舗など
- ③町役場の「マイナンバー窓口」のサポートを受ける。



「手続きスポット」は
こちら

★お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口) ☎:52-9630(直通)
をお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車と中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(購入する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方と後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町と都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費と補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)をお願いします。

◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻^{ひんぱつ}発しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、町では、安全で安心して暮らせる住みづくりの実現を目指し、昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

1.耐震診断

■対象となる建築物 =

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

■耐震診断費 =

個人負担額…6,000円

(1棟当たり9万4,000円のうち、国・県・町が8万8,000円を補助)

※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できます。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

■耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の耐震診断を行い、結果をお知らせします。

■耐震診断の棟数 =

1棟

※定数になり次第、締め切ります。



2.耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

■補助額 =

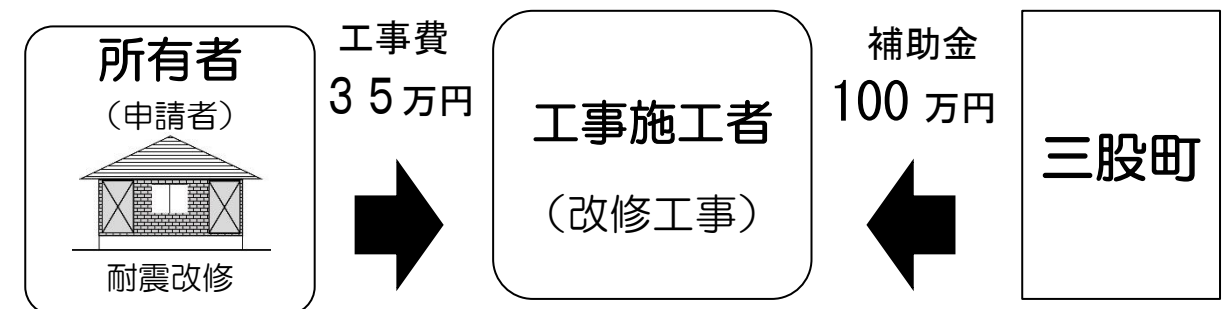
改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行う制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

○「代理受領制度」のイメージ

(耐震改修工事費用135万円のと)



※消費税は申請者負担となります。

■耐震改修などの棟数 =

1棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。

★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通)をお願いします。



◆ブロック塀などの除却費用を補助します

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐために危険なブロック塀などの除却を促すこと、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

■対象となるブロック塀など =

- 町内にあるブロック塀など
- 町内の道路に面したもの
- 道路面からの高さが1.4m以上のもの

※「ブロック塀など」とは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀などです

■対象工事について =

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、道路面からの塀の高さ80%以下とすること)

■補助額 =

◎撤去するブロック塀などの長さに1万2,000円/mを乗じた額と除却見積額のいずれか少ない額に3分の2を乗じた額

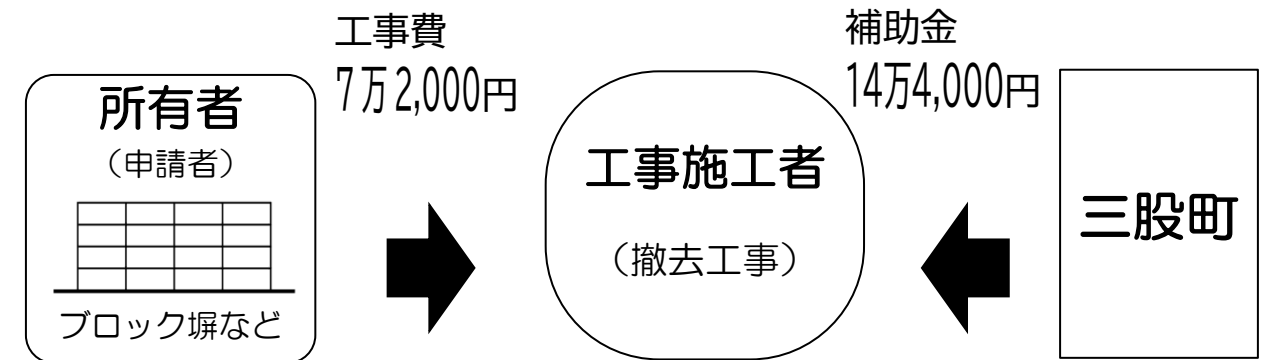
※ただし、最大14万4,000円までを補助します。



※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

○「代理受領制度」のイメージ

(ブロック塀などの撤去工事費用 21万6,000円 のとき)



※消費税は申請者負担となります。

■ブロック塀などの除却の件数 =

1件程度

※定数になり次第、締め切ります。



★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通)をお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和4年7月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、都城市内(要相談)、小林市内一部地域	1個 10円~50円
部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円~1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円~
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円~20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万~4万5千円

◎事業所へ

内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜~金曜(土曜、日曜、祝日は休みです)
受付時間	午前9時~午後5時



より詳しい情報は で

農林畜産業関連

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

先月、栃木県の養豚場で豚熱の患畜が確認(国内83例目)されました。また、山口県内では、野生イノシシの感染が拡大しており、本地域への侵入リスクはますます高まっています。口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通)をお願いします。



◆9月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします



■9月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：9月7日(水)・9月21日(水) 時 間：《午後1時30分～3時》 ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。
場 所	町一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意①： サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違いため、分別して処理してください。</p> <p>注意②： 金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> </div> <p>※分別は、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	○処理料金は現金支払いです。 ○処分場内は徐行運転で走行してください。 ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■農業用廃棄プラスチックの分別方法

分別が徹底されていない場合
持ち込みをお断りします

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

種 類	注 意 点
・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ	・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円〉

種 類	注 意 点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

種 類	注 意 点
①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稲用育苗箱 ・農業用タンクなど	・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通)にお願いします。

相談

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】9月22日(木)
時 間	【都城市】午後1時～4時
場 所	【都城市】消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	9月5日(月)	9月20日(火)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)をお願いします。



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	9月1日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	おおとなり まさはる ぼぼ しんご 大隣 雅春、馬場 真吾 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 をお願いします。



◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	9月21日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祭日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

